

中世後期の九条家家僕と九条家領荘園

九条政基・尚経期を中心に

廣田浩治

The Later Middle Ages Kujō Family's Servants and Kujō Family's Shoen

はじめに

- ① 中世後期の九条家家僕の構成
- ② 中世後期の九条家領と関連所領
- ③ 家領荘園の支配における家僕の役割
- ④ 家門の下向・直務支配と家僕おわりに

【論文要旨】

公家権門の家領を支配する担い手に、家僕を中心とする家政機構がある。中世後期の九条家の家僕は、「御番衆中」「境内沙汰人」などといわれ、諸大夫級と侍身分の家僕から成る。中世前期以来の家司が脱落する過程で、九条家家門との主従関係を強めた家僕が残り、家門が侍身分の家僕までも直接統括する体制に変質した。家門と家僕の関係は家と家の関係という性格が強まり、中世後期の九条家家僕の構成は九条政基・尚経期に一定の確立をみた。

中世後期の九条家領荘園といえは日根荘がよく知られる。が、同家領はそれだけでなく、畿内・西国に複数存在し、また九条家関係の寺院の所領も畿内・西国に広がり、所領支配の面で九条家への依存度を強めた。特に寺院所領の錯綜する東九条御領（境内）では九条家「本役」賦課体制をとり、寺院所領の家領化が進んだ。

家領支配に当たっては諸大夫級の家僕が奉行、侍身分の家僕は主に上使に任じた。

当該期の荘園支配の本質はあらゆる手段を講じてできるだけ多くの収納を実現することにある。このため奉行・上使はしばしば家領に下向し、代官・在地勢力の離反を防ぎ、「案内者」を起用して荘務の協力者とした。家僕相互にも荘務遂行の下向経費捻出や給分保障の点で依存関係があり、これが家領相互の並行支配を支えた。また家僕には金銭の「秘計」「引替」の能力も求められた。日根荘のように家門が下向して直務支配を行う場合には、家門と複数の家僕（奉行・上使）による支配機構が整備される。政基の日根荘支配は複数の家僕に支えられ、また家門―家僕の主従関係は荘内の寺僧などにも広げられた。政基の支配は京都東九条の尚経を頂点とする他の家領支配とも関連しており、孤立したものではなかった。

中世後期の九条家は家僕編成の主従制を強化したが、地域領主化したのではなく、公家権門として家僕の荘務を基盤に複数所領の収納維持を志向したのである。

はじめに

文亀元（一五〇一）年、前関白の九条政基は直務支配を試みるため、家領の和泉国日根荘に下った。「家門御下向」として有名な、荘園領主の在荘支配の典型例である。これは荘園制解体期における荘園支配の一形態¹に残留した荘園（「一所懸命の所領」）に対する経営支配の努力と評価されている。

しかしこの時期、日根荘だけが唯一の九条家領荘園だったのではない。中世後期の九条家領は山城・摂津・播磨・備中など畿内・西国を中心に存在しており、さらに九条家関係寺院の所領の支配とも関連していた。日根荘関係文書にみるように、伝存する九条家の荘園文書・記録の圧倒多数が中世後期（特に応仁の乱以降）の九条政基・尚経期のものであり、受給文書だけでなく九条家側が外部に発給した文書の草案・案文が一定の比重を占めるといふ特質を持っている²。荘園支配の崩壊期にあるとはいえ、文書の受発給の量だけでも家領荘園維持の活動は旺盛・活発だったといわなくてはならない。

公家領荘園において実際の家領支配や収納を左右する条件としては、請負代官制や守護・国人などの地域権力との関係が指摘されてきた。しかし公家権門側の家領支配の担い手としては、やはり家僕（家司）を中心とする家政機構の存在が考えられる。九条家家僕（家司）については全体としては中世後期に家政機構の縮小・再編が進むというのが共通理解であり、九条家家門（家督）と家僕の関係も、主従制的な関係の強化が指摘されている³。唐橋氏⁴・富小路氏⁵・石井氏⁶など有力家司の個別研究もあり、家政や家領支配における家僕の役割が一定度評価されている。

ここでは個別荘園の枠を超えた家領全体の支配（収納）のあり方を考える視点から、個々の荘園支配をつなぐ存在として、家僕全体の役割の

考察に注目したい。現在の研究状況では、荘園支配における家僕の役割の評価も個別荘園の経営または特定の家僕の動向レベルで議論される傾向が強く、家政機構全体・家領荘園全体での総合的な評価という視点が希薄なように思われる。また個別の家僕（家司）研究で明らかにされた有力家司の独自性（九条家の枠外における独自の存在実態や活動）が、家僕の編成や家領総体の支配とどう関連（ないし矛盾）するのかがという点も問題である。家門の下に編成された家僕の機構全体の動きが個別荘園を超えた家領全体の支配に果たした役割を、政基・尚経期を中心に実態に即して検討し、それを通して中世後期の九条家領の評価を考えてみたい。

中世後期の九条家領支配の評価は、政基の日根荘支配が「一所懸命の地」への経営努力として荘園制存続の一形態と位置づけられ⁸、政基など公家の「在国」支配を所領の直接支配（荘園制の変質⁹）地域領主化¹⁰と評価する見解があり、家僕の私的武力に依拠した荘園支配を武家領化と評価する指摘もある¹⁰。一方、九条家領全体での「直務」を国家体制（権門体制）を背景とした権門の荘園支配とみる理解があり、武家領主化への変質を強調する見解と、権門の荘園支配とする見解とが分かれる。

前者の見解では、九条家が複数の荘園を並行して支配した実態が十分に説明されず、日根荘の在荘支配のみが強調され、それが家領支配総体の中に位置づけられていない。後者の「直務運動」論も家領支配の実態分析へと議論が進展していない。家僕の主従編成強化や在荘支配という当該期固有の要素と、幕府・守護・地域勢力に依存しつつ公家権門が複数の家領を並行して支配する実態と、この二面性の統一的理解が必要である。家僕の役割に注目する本論は、その追究の第一歩である。

なお中世後期の公家の家政職員を指す用語としては家司より家僕が適切なように思われる¹¹。以下、家僕の用語で統一する。

① 中世後期の九条家家僕の構成

まず、九条家家僕の構成の検討からはじめたい。戦国期、九条家門の尚経の手による「後慈眼院殿雜筆」に、「被定御番人数事」という記述がある。当時（政基・尚経期）の九条家の「御番」を勤仕する家僕の陣容がわかる。

被定御番人数事

- | | | | | |
|-----|-------|-------------------------|-------|-----------------------|
| 一六、 | 少将殿 | <small>(白川尚秀)</small> | 左衛門大夫 | <small>(石井在利)</small> |
| 二七、 | 藏人殿 | <small>(唐橋在名)</small> | 河内守 | <small>(石井数安)</small> |
| 三八、 | 侍従殿 | <small>(白川忠明)</small> | 秦左衛門尉 | <small>(矢野数通)</small> |
| 四九、 | 兵部少輔殿 | <small>(信濃小路長盛)</small> | 左京亮 | <small>(矢野数通)</small> |
| 五〇、 | 宮内大輔殿 | <small>(信濃小路長盛)</small> | 掃部助 | <small>(小原)</small> |

小森正明氏の指摘の通り、九条家は戦国期には番の制度を整備していた。上段の「殿」の尊称で記される者たちは殿上人・諸大夫級の家僕、下段の者たちは侍身分の家僕である。各番は諸大夫と侍の組み合わせで構成されていた。ただしここにみえるのは、京都東九条の九条亭に近侍する家僕たちだけである。家僕の筆頭格で諸大夫の富小路俊通・資直父子は洛中の宿所に常駐⁽¹⁴⁾するため、御番人数にはみえない。侍身分の家僕・被官人も石井氏・矢野氏・小原氏の他にも存在した。また橘氏や随心院門下の芝氏・本間氏など九条家の家僕化していた者たちもここにはみえない。とはいえ、この「御番人数」の家僕たちは「政基公旅引付」などにもみえる。この顔ぶれこそが九条家家僕の中核的存在であった。このような「御番人数」の家僕は、次の史料から「御番衆中」ともいわれていた。

「延徳二 壬八 十八」「御番衆中 在数」

根来寺衆徒等、和泉国出陣之子細候ける、仍其次井原村押執候、然

而御家門領之由、連々承及候、所詮御代官御補任給者、可致執沙汰之由、只今彼衆徒等注進仕候、いか、返答可仕候哉、此旨可有御披露候、恐々謹言、

壬八月十八日

(唐橋)
在数

延徳二（一四八九）年、和泉国に侵攻した紀伊の根来寺衆は和泉国井原村（旧来の日根荘井原村）を武力占領し、日根荘の荘務を担当していた家僕の唐橋在数に代官職補任を要求した。この時、在数から家門（政基・尚経）への披露を取り次いだのが「御番衆中」であった。

「御番衆中」は家僕や九条家関係者からの連絡・報告・訴状の宛所にしばしばみえる。「御番衆中」は家門への近侍・勤番だけでなく、家僕からの連絡を取り次ぎ家門に披露するなど、家政や家領支配の窓口の役目を担った集団だった。

また同時期、明応五（一四九六）年ごろと思われる次の史料⁽¹⁶⁾にみるように、家僕たちには「沙汰人」「境内沙汰人」などといわれる職掌も存在した。

嘉例申沙汰人数

千代夜叉丸	大聖院	<small>(白川尚秀)</small>	侍従	<small>(富小路俊通)</small>	堯快	重衡	<small>(石井)</small>
数安	豊清	<small>(矢野)</small>	親治	<small>(石井)</small>	長親	掃部	在利

「嘉例申沙汰人」とは、年中行事などの奉仕を沙汰する家僕や集団や僧侶のことである。明応五（一四九六）年、政基・尚経は家僕の有力者唐橋在数を殺害したが、その時に政基が天皇への奏上を松木宗綱に依頼した書状にも「境内沙汰人」がみえ、本来は九条家の節供に召されて奉仕する家僕であることがわかる。「境内」とは九条家の本拠である東九条御領⁽¹⁷⁾「東九条境内」のことである。富小路俊通・芝氏（随心院門下）・関係寺院の僧などが加わるが、御番衆にみえる家僕との重なりを指摘できよう。

以上、戦国期、九条家の家僕は「御番衆中」または「境内沙汰人衆」

といった編成を受け、勤番・年中行事の参仕などの日常的職務から家領支配の窓口といった職務を担っていた。家僕は諸大夫級の者と侍身分の者という二階層から成っていた。先行研究の成果¹⁸があるが、念のため主要な家僕の性格を簡潔に記しておく。

殿上人・諸大夫級の家僕

①唐橋氏 菅原一門で文章博士・大学頭などを歴任し北野長者を輩出する家。鎌倉後期からの家司（家僕）。室町・戦国期の在豊―在治

―在数の代には九条家の親族（系図参照）で、家僕の筆頭格。また天皇側近（禁裏小番衆）でもあった¹⁹。政基・尚経期の家僕白川富秀・竹原定雄・橘以緒は唐橋氏の親族である。

②富小路氏 室町期の通慶の代より九条家家司に加わった新興の家僕。子息の俊通は諸大夫となり、幕府の伺候人・日野家被官でもあった。政基期には官位・对幕府関係の面で唐橋氏とともに家僕の筆頭格。

俊通・資直の二代の間に堂上公家に列した。

③信濃小路氏 中世前期以来、家司（家僕）として家門との主従関係が強かった醍醐源氏の後裔である。

侍身分の家僕

①石井氏 東九条御領下司職を相伝する。室町期より家僕として台頭し唐橋氏とも関係があり、「石井三家」²⁴に分かれて勢力を伸ばした。

②矢野氏・小原氏 ともに東九条御領（境内）周辺に所領を持つ勢力²⁵。矢野氏も複数の家に分かれていた。矢野氏は東九条御領の公文と思われ、室町中期ごろより、小原氏は戦国期（政基期）より家僕としての活動がみえる。

③その他 「政基公旅引付」に山田・長法寺・馬場・塩野・長谷川・古川・土屋・吉富氏や「青侍」²⁶がみえる。侍身分の家僕・被官人は多数に及ぶとみられる。

この時期の家僕の構成は、本来の摂関家の家司（家政職員）が殿上

人・諸大夫・侍・隨身・雑色・青侍などの身分から成るのに比べ、簡略な形に変質し、規模が縮小している。明らかなのは殿上人・諸大夫級の家僕の減少、侍身分の家僕への取り込み、新興勢力の家僕の台頭である。そして、そうした変化はすでに室町期から進行していた。政基の父満家の「満家公引付」文安五（一四四八）年の記事には次のようである。

若山年貢支配注文 千疋今法師

拾貫 姫君

拾貫 不断光院沙弥（以下略）

拾貫 宰相父子（以下略）

三貫五貫 八条

三貫五貫 大内記

三貫 九品寺（以下略）

三貫 八条

三貫 三条侍従

三貫 豊安

以上 五十八貫

千疋 堀川局 五百疋 春日局

能登国若山荘の年貢を親族や家僕たちに配分した注文だが、ここに見える家僕が室町期九条家家司の中核的存在である。唐橋在豊・在治父子

の他、諸大夫級の家僕に三条氏・八条氏がいるが、ほかに石井氏・富小路氏がみえる。続いて、満家の死後、政基が成人するまでの中継ぎの家督となった政忠（政基の兄）の家僕は、満家の弟経覚（興福寺大乘院門跡）の日記「経覚私要鈔」にみえる。

殿中、以女房輿：令向賜：前中納言在豊卿、菅三位在治卿、勘解由

少路頭左大弁高清、三条侍従実文、知恩院隆増法印、南坊斎尊僧都、

大聖院乘雅律師、兼益、美作守豊安、河内守在安以下被召具了、

政忠が洛中の富小路通慶の亭へ赴いた際の供奉にみえる家僕は、唐

橋・海住山・三条・信濃小路氏の殿上人・諸大夫と侍の石井氏たちである。このうち唐橋氏は在豊が九条家の親族で九条家や経覚とのつながりが強く、また中納言・大納言に昇進して家格を上昇させた。⁽³²⁾在治も文安五年の政忠・政基の家督相論に際して政基の家督擁立に功績があったことは、湯川敏治氏の指摘とおりであり、家僕の中で唐橋氏の勢威が高まったのはいうまでもない。石井氏もすでに豊安・直安・秀安の「石井三家」に分かれ、武力を有して九条家関係者の警護・供奉を勤め、後述するが家領支配にも「上使」として派遣されるなどの活動をみせる。唐橋氏を柱に石井氏・富小路氏らが実際の九条家の家政と家領支配を担う体制は、室町期より形成されつつあった。

中世前期の九条家は、日野・九条（二条・海住山）・葉室・高倉・醍醐源氏・唐橋・橘氏らを家司（家僕）に編成し、家領や摂籙渡領の知行の給与により中級公家層や公家被官を統合していた。⁽³⁶⁾しかし中世後期には家領・渡領支配の衰退により九条家の家政機構も縮小した。応永三（一三九六）年の「九条経教遺誡」の「家僕等恩給事」によると日野・葉室・八条・唐橋氏ら中級公家層がみえ、かろうじて中世前期以来の家司（家僕）編成を継承している。しかし日野氏・葉室氏など中級公家層が九条家家僕から脱落していくことは、先学の指摘するところである。⁽³⁸⁾

しかし唐橋氏・石井氏らが家政の実権を握りつつあるとはいえず、なお室町期には海住山高清・八条実世・三条公久・同実文らが家僕にとどまった。海住山氏は中世前期以来の九条家家司（家僕）九条氏の直系である。三条公久父子は精華家三条氏の九条流。八条氏は閑院流の三条実行（八条相国）から分かれた家である。⁽³⁹⁾

家僕構成の変化を決定づけたのは、政忠の隠居・政基の家督相続以降の家僕の離脱だった。八条実世は寛正六（一四六五）年の政忠の隠居・大和下向に同行したとみられ、応仁元（一四六七）年に古市で出家、文明一五（一四八三）年に河内国で死去した。⁽⁴⁰⁾政忠派家僕の脱落である。

「内ふ（政忠）、ありはるの卿（唐橋在治）にたち（太刀）をぬきてむかはれ候つる」という政忠・唐橋氏の険悪な関係をふまえると、政基の家督後継を実現させた唐橋氏と政忠派家僕の間に対立があり、九条家家僕の縮小再編成はこの両派の抗争、政基―唐橋氏派の勝利、政忠派家僕の排除によって固まったとみることができるといえる。海住山氏・三条氏の離脱の事情は定かでないが、家の断絶の可能性も考えられる。⁽⁴²⁾

政忠派家僕の離脱に加えて、応仁・文明の乱で政基は尾張国二宮への下向・近江国坂本への避難を余儀なくされ、家政も麻痺状態に陥った。⁽⁴⁴⁾文明一四（一四八二）年の政基の子息尚経への譲状は当時の状況を「家僕等、今無人之時分也」と記している。⁽⁴⁵⁾しかし唐橋・信濃小路・富小路・石井氏は家僕の中核的存在として九条家の下にとどまった。石井氏を除くといずれの家名も九条亭をとりまく東九条の地名に由来する家僕たちである。唐橋氏は白川氏（神祇伯家）・竹原氏・橘氏にも養子・猶子を入れ、彼ら（白川富秀・竹原定雄・橘以緒）も家僕に名を連ねた。ここに「御番衆中」や「境内沙汰人衆」の編成にみる家僕の構成ができあがった。九条家の家僕構成は規模を縮小させながら、政基・尚経期までに再編成をとげたのである。

唐橋氏は、在治に続く在数が「家門雑務執事」つまり家司の筆頭格であり、主要な家領荘園の支配権を握った。この在数による家領支配が破綻を来たし、政基との確執を深めた結果、よく知られるように明応五（一四九六）年、政基・尚経によって在数が殺害される。この事件で政基・尚経は勅勘を受け、これが政基の日根荘下向の要因の一つになったとされる。しかし、この事件が九条家家僕の構成に及ぼした意味は問われたことがない。結論からいうと唐橋氏は在数殺害事件以後も家僕の有力者として健在であった。在数の「遺跡」は子息の在名・竹原定雄に与えられた。⁽⁴⁷⁾また白川富秀・竹原定雄（のち唐橋定雄Ⅱ在満）・橘以緒ら唐橋氏出身の家僕が家政と家領支配の重責を担った。

一方、家僕の中では富小路俊通の台頭が著しく、俊通―資直の二代で堂上公家に名を連ねたことは平山敏治郎氏の研究に詳しい。政基・尚経の富小路氏起用には、家領経営手腕への期待だけでなく、富小路氏と幕府や日野家とのパイプを利用する意図があった。このため富小路氏は九条家を背景に公家としての家格を上昇させ、他の家僕と異なり洛中の邸宅への常駐、幕府勢力との折衝という役割を担うことになる。九条亭（東九条境内）の家門に近侍する唐橋氏、洛中に常駐する富小路氏が、家僕の筆頭格となる体制が固まった。九条家の家僕編成はここに一応の確立・安定をみた。

加えて、随心院門跡門下・光明峯寺預所となる芝氏は早くから家僕化し、同じく随心院門下の本間祐舜も日根荘に下向して政基に仕えるなど、九条家家僕の性格を強める。政基の甥忠厳（政忠の子息）の随心院門跡就任により門下（坊官）と家僕の一体化が進行した。また侍身分の者も「旅引付」にみえる家僕たち（前述）が現れ、家僕の編成と武力装置の裾野を広げることになる。

九条家家僕の編成は、家門が侍身分の家僕までも直接的に統括・把握するものであった。侍身分の家僕の武力発動も家門が直接これを指揮・統御するなど、中世前期の公家権門のあり方とは異なり、家門―家僕の主従関係が強まったとする先学の指摘のとおりである。また家門の家僕制裁は唐橋在数殺害として現れたが、永正一八（一五二一）年には尚経が家僕の石井在利を放逐・殺害する。こうして家門の家僕統制・制裁はしだいに強化された。

しかし九条家家門と家僕の主従関係は、家門と家僕の個人的な主従関係にとどまらない、「家」どうしの永続的な関係として固まっていた。石井在利の殺害に絡んでは信濃小路長盛・白川富秀の「謀略」が「露頭」し両名が「逐電」する事件も起こり、また後に唐橋在名が突如隠退する⁵⁴など、家門と家僕の間でさまざまな問題が生じた。尚経の後を継い

だ植通も天文一〇（一五四一）年より長期間、京都・東九条を離れて西国に流仕し、家門不在の期間が続いた。しかし九条家の家僕中、「御番衆中」「境内沙汰人衆」に編成された者のほとんどは、近世・幕末に至るまで家僕として存続した。むしろ後述するように、家僕たちは九条家の枠内に収まりきれない独自の性格を有した。とはいえ、家門による家僕の制裁にもかかわらず、中核的な家僕たちは九条家から離脱しなかつた。家門―家僕間の矛盾を引きずりつつも、政基・尚経期以降の九条家と家僕の間には、家と家の主従関係という性格を強めた。それは中世前期の公家社会の関係とは異なる、九条家の「家中」とでもいべきものの形成であった。

② 中世後期の九条家領と関連所領

中世後期の九条家領は、応永三年の「九条経教遺誠」によると、諸荘園約一〇数箇所および大番領・安房国国衙領・京中敷地などの領有がわかり、中世前期の家領四〇数箇所の半分弱に減少した。室町中期（家門は満家）までにはさらに家領の縮小が進む。西谷正浩氏の指摘がすでにあるが、当時の九条家領を示す史料をあげる。

[A]⁵⁵

家領当知行分

安田・蔭山・田原・二宮・駅里・輪田・日根野・若山・町野・岩田・下有智・新田庄、以上十二所

[B]⁵⁶

家領当知行分段銭役遺奉行分

東九条領内 尾州二宮庄 能登国若山庄 同町野庄 備中国駅里庄
播磨国蔭山庄 同田原庄□和泉国日根野・入山田村 越後国白川庄
摂津国輪田庄

「A」は九条家の当知行分の書上、「B」は九条家が段銭を賦課する家領の書上と思われる。「B」では家領が一〇箇所と少ないが、「当知行分十一、二所」と記述した史料もあり、この一二箇所に洛中所領と安房国衙領を合わせたものが室町中期の九条家領の全容であった。経教―満家の時期、九条家では家門の早世が相次ぎ、幼少の家門満家の下で家門の統制力・家政支配権が弱体化した。こうした事情も家領の減少の一因となった⁽⁶²⁾。

応仁・文明の乱以降は東国の家領（白川荘・町野荘・若山荘・尾張二宮・下有智御厨・安房国衙領）や安田荘・新田荘が失われ、九条家領の状態は次のように語られる。

今如形当御知行、纒七ヶ所有之云々⁽⁶³⁾、

ただしここでも畿内・西国の家領は維持されている。加えて、明応四（一四九五）年以降、光明峯寺領（随心院領）山城國小塩荘が九条家の家領に準ずる荘園に加えられる⁽⁶⁴⁾。文書の残存からみて、政基・尚経期、戦国期の家領のなかで確実に現実の支配が維持されたのは、以下の荘園であった。

山城東国九条御領（境内） 同國小塩荘 摂津国輪田荘 和泉国日根荘 播磨国蔭山荘 同国田原荘 備中国駅里荘

家領は一二箇所から七箇所程度に減少し、残った荘園も半済・守護や国人の押領・守護給人知行化などによる領域・田数のかんりの減少を免れなかった⁽⁶⁵⁾。が、九条家は畿内・西国の荘園の維持に力を注いだ。東九条御領（境内）は九条家の本拠ともいべき所領であり、最後まで九条家が維持を図った⁽⁶⁶⁾。日根荘（厳密にいうと日根野・入山田村の二か村のみ）は「経教遺誡」の段階（応永初期）には「不知行」とされながら、応永末年までに九条家が支配を回復し、長期にわたって支配・収納を維持した。

右にあげた荘園は現存する「九条家文書」からみて、輪田荘を除くと

応仁・文明以降、永正年間ごろまでは九条家の支配（収納）が維持された。大永・享禄年間まで維持された家領もある。天文期以降（植通期）には家領の不知行化が急速に進行して九条家領は最終崩壊の局面を迎える⁽⁶⁸⁾が、政基・尚経期に至るまで、九条家はこれらの荘園の領有を主張し、その命脈を保持したのである。それは後述するように家僕の活動に支えられていた。この畿内・西国の家領こそが、中世後期の九条家の中核的家領というべきものであった。

ところで西谷氏は鎌倉後期以降の九条家領の変容を検討し、九条家の性格が「本家職・領家職」から「本所」へと変化し、給恩を通じて家僕（家領の給主）とのパーソナルな関係が形成されたと指摘し、本所―家僕（給主・奉行）という荘園支配機構の再編成を想定している⁽⁶⁹⁾。この再編成の動きが南北朝―室町期にどう帰結するかは必ずしも明確ではないが、日根荘では鎌倉期以来の荘務権者だった醍醐源氏の権限を九条家が吸収し⁽⁷⁰⁾、応永二四（一四一七）年に年貢段銭等の収納体制を固め、請負代官支配ながら九条家の「直務」下に置かれていく。応永三二（一四二五）年の蔭山荘田数注進、永享三（一四三二）年の田原荘の段銭田地注進、宝徳元（一四四九）年の東九条御領（境内）の田畠屋敷注進など、個別荘園レベルで守護・国人などの押領を免れ、「本所分」「本家分」「領家分」として九条家に残った支配地は、応永末年―室町中期に支配の再編が進行している⁽⁷²⁾。これらは、田沼陸氏が指摘された応永三二・永享三・文安五（一四四八）年の三度にわたる幕府―守護―守護代の機構を背景とした九条家領段銭の賦課と連動して、恒常的な家領支配・賦課を成立させた点で、家領支配再編の画期であったと評価できよう⁽⁷³⁾。

九条家は「一所懸命の地」と評された日根荘以外にも（確かに収納の実現が最も確実な日根荘の重要性は否定できないが）、畿内・西国に数箇所の荘園を維持しただけではない。九条家に関係する寺院や門跡の所領の支配にも関与した。光明峯寺領（実は寺務の随心院門跡の所領）の

山城國小塩荘に対しては「故太閤慈眼院（政基）・後慈眼院（尚経）此両代御一世之間、被全直務畢」といわれるように、直務支配を強めた。⁽⁷⁴⁾しかし、これ以外にも、次にみるように関連する寺院・神社の所領は各地に存在した。

①東九条御領（境内）にある寺院とその所領

(1) 不断光院 九条家の女子が尼として入寺する寺院。南北朝以降、深草から東九条に移転した。⁽⁷⁵⁾所領は東九条境内および洛中・山城国紀伊郡・撰津国仲牧放出村などに散在した。⁽⁷⁶⁾また院内に南僧坊があり、東九条境内の不断光院（南僧坊）領の支配は、代官職の石井氏が担当していた。⁽⁷⁷⁾

(2) その他 大聖寺（東福寺桂昌庵末寺）・顕行院（金剛輪寺）・城興寺（「家門氏寺」）・九品寺・成恩寺・金輪寺などがある。いずれも九条家との関わりが強く、東九条境内に寺地や所領があった。⁽⁷⁸⁾

②東九条御領（境内）および家領内の寺院所領

(1) 東福寺関係の寺院 九条家が管領権をもつ東福寺の一音院は鎌倉期より九条家領が寄進されてきたが、中世後期には東九条近辺に寺領があり、⁽⁷⁹⁾田原荘本所分内にも所領を与えられていた。⁽⁸⁰⁾一音院領の支配は九条家の家僕の機構に依拠し、東九条境内の寺領の収納・算用は石井氏が支えていた。

(2) 光明峯寺関係の寺院 九条道家の創建した光明峯寺の供僧院家も寺領を有した。密厳院は東九条境内や東山毘沙門谷に所領を有した。⁽⁸¹⁾十輪院・成身院は蔭山荘本所分内などの給与を受けた。⁽⁸²⁾「祈願所」「祈祷所」たる院家への九条家からの寄進所領であろう。なお光明峯寺は小塩荘の名目上の領主であった。

(3) その他 東福寺常住・同正覚院・同芬陀利院・万寿寺（京都

五山禅寺）・嵯峨往生院・泉涌寺妙観院などが東九条境内に所領を有した。⁽⁸³⁾

③九条家出身の者が門跡・院主となった寺院とその所領

(1) 随心院領小塩荘 明応三（一四九四）年以降、九条家出身の忠厳（政忠の子息）が門跡となり、小塩荘は九条家・随心院の共同支配下に置かれ、さらに預所門跡坊官芝氏の家僕化、⁽⁸⁴⁾莊務把握と家僕の奉行就任など、九条家の小塩荘「直務」化が強まる。

(2) 東山毘沙門堂領大原田 東山毘沙門堂門跡の忠承も政忠の子息である。山城国紀伊郡上鳥羽御所内（大原田）を有した。この支配も一時、九条家の「直務」とされ、矢野氏・石井氏が在地支配に関与した。⁽⁸⁴⁾

(3) 東大寺東南院領大和国石川荘 東南院は中世後期、政忠の子息たち（政紹・忠厳）が門跡となり、政基・尚経期の九条家は「数代為当家令相続候、当門主連枝分候」と認識していた。⁽⁸⁵⁾文亀元（一五〇一）年の忠厳の門跡就任後、九条家は石川荘違乱の停止を命じ、門跡忠厳の支配権の強化（および忠厳の兼任する随心院門跡の坊官本間氏の莊務奉行就任）をはかった。⁽⁸⁶⁾

(4) 相国寺松泉軒 明応二年、政基の子息（松喬）が相国寺松泉軒に入寺し、播磨・美作・備前の守護赤松政則の猶子となった。⁽⁸⁷⁾赤松政則は、政基の子息澄之之家督養子に迎えた幕府管領（京兆）細川政元の姉婿である。赤松氏の親族となった松泉軒（松泉院）は、後述のように蔭山荘の支配に関して九条家の意向を守護方に取り次ぐ役割を果たす。

④九条家が支配権をもつ寺社とその所領

(1) 嵯峨往生院 往生院は九条家が住持任免権・寺領進退権をも

つ寺院。往生院領は付近の山林田畠から成り、「御家領」ともいわれた。同じ嵯峨の教法院・三宝院領とともに九条家が

永正九（一五一一）年に売却したが、本役・年貢徴収権は留保した。⁽⁸⁸⁾ 往生院領には摂津国板川があり、石井氏が関与した。⁽⁸⁹⁾

(2) 梅宮社 橘氏の氏神である山城国葛野郡梅宮社は、橘氏は定（長者）である九条家の祈願所でもあり、その管領権や社家所領の支配権は九条家が握った。⁽⁹⁰⁾ 明応三（一四九四）年の梅宮と社領東梅津住人の紛争に対し、九条家が「家門之軍」を派遣して鎮圧をはかったことは、島田次郎氏の指摘に詳しい。⁽⁹¹⁾

(3) その他 東山浄土寺の散在山林田畠は九条家が「進止」の権限を有した。⁽⁹²⁾ 醍醐勝俱胝院・大慈恩寺（廬山寺末寺）も九条家が支配権をもった。⁽⁹³⁾

⑤その他の関係寺院とその所領

(1) 知恩院 浄土宗総本山の知恩院ではなく、宇治知恩院（智恩院）といわれた寺院と思われる。知恩院の僧は九条家との交流が深く、応仁年間には蔭山荘内にも知行を有した。⁽⁹⁴⁾ なお宇治には摂関家の「渡領」があり、⁽⁹⁵⁾ 「九条殿御領山城国久世郡宇治内水田」もあった。⁽⁹⁶⁾

(2) 大聖寺 尼五山として知られる寺院である。東九条境内の大聖寺とは一応区別しておく。九条家の寄進で土佐国片山荘を領有した。⁽⁹⁷⁾

史料上、政基・尚経期の九条家と関係の深い寺院・神社をいくつか紹介してみた。これらの諸寺社は所領維持の面で九条家への依存を強め、九条家家門・家僕の所領支配への関与が強化された。永正五（一五〇八）年の九条家・随心院の小塩荘務相論⁽⁹⁸⁾にみるように、九条家と寺社の間には矛盾・対立も存在した。しかしこれら関連寺社が収納し財政をとにかくも維持していく上では、九条家（および家僕）への依存が不可欠

である。九条家は家領の支配だけでなく関係寺社とその所領も維持しなくてはならなかった。

このため、九条家は家僕を寺院所領の奉行とし、坊官を家僕化するなど、関連寺院との一体化を志向した。さらに家領の中にも寺院の所領が設定・寄進された。さらに九条家の家領と寺院所領が集中する東九条御領（境内）の支配を強化するため、「本役」の賦課を採用した。「本役」（御本所役）には地子銭・公事・公用の徴収があるが、特に「境内段銭」（恒例段銭）「臨時段銭」は東九条御領（境内）の所領全体に賦課された。さらに、

大聖寺分、就本役無沙汰、勘落事、とされるように、「境内段銭」などの「本役」の未納には、所領没収の処分がとられた。⁽⁹⁹⁾

また幕府が九条家領内の狼藉を停止した文書には、

御家門領御境内東九条庄・同河原散在并高松殿敷地・東山浄土寺散在山林田畠・嵯峨往生院教法院山林田畠等事、（以下略）⁽¹⁰⁰⁾

と記され、東九条御領外の寺院所領もしだいに家領に準じて家門の進止する所領とされた。境内でない嵯峨往生院・教法院領にも九条家の「本役」が課せられている。

九条家は関連寺院およびその所領との相互依存をはかり、しだいにその統制を強めた。この点からすると、九条家領が「十二箇所」「七箇所」というのは必ずしも的確な見方ではない。寺院所領もまた広義の九条家支配下の所領なのである。こうして、これらの寺社の所領は家領とともに、まがりなりにも政基・尚経期までは支配が継続していく。

九条家は東九条御領（境内）・日根荘・小塩荘などの重要所領に経営努力を傾注する一方、複数の家領と寺院所領の維持を目指した。九条家の中枢では家門―家僕の「家」と「家」との主従制の強化が進展したが、所領支配全体の機構は地域的領主制とは異なるものであった。

後述するように所領支配の実務（収納）は家僕が担ったが、公家権門たる九条家は家領・寺院所領を維持する上で、畿内・西国において政治統合の求心力をいまだ有していた室町幕府―守護体制への依存関係を必須の条件とした。この点で九条家家門・家僕が関係寺院の門跡・僧侶とともに、幕府・朝廷・貴族社会の中で錯綜した関係を有したことが、幕府・守護との協調依存を支える人脈として機能した。政基の子息澄之が細川政元の家督養子となったことは著名だが、それだけが幕府勢力とのパイプではなかった。赤松政則の猶子となった松裔（相国寺松泉軒主、將軍足利義種の猶子となった子息義堯（三宝院門跡））などが幕府・守護との関係をつなぐ役割を果たした。幕府との人脈のある富小路俊通、武家（特に細川京兆勢力）との関係の強い石井氏の登用も同様である。

政基・尚経期には九条家出身の門跡が増加し、九条家は門跡寺院との複合権門的性格を強めた。朝廷・公家社会では、文芸を通じた人脈により九条家を支えた毘沙門堂門跡忠承の存在が大きい。関係寺院の門跡・僧侶には、京都の公家・武家の貴族社会における九条家の人脈を補完する役割があった。九条家にとっての関係寺院の意味はこのような点にもあった。

③家領荘園の支配における家僕の役割

中世後期本所一円領の支配については、本家職・領家職が衰退し、本所が預所・雑掌・給主・代官を直接掌握する機構をとる荘園が存続していくことは共通認識となっている。九条家領の支配機構についても本所―給主・奉行（家僕）・代官の機構を想定する西谷氏の見解がある。⁽¹⁰⁾「本所」―九条家は日根荘にみるように家僕の莊務権を「直務」体制の下に吸収し、「御番衆」「沙汰人衆」に編成した家僕を奉行として莊務を担わせた。九条家の場合、荘園支配を担当する家僕は「給人」ともいわれる

が、多くは「奉行」といわれる。関連寺院の所領では代官に任じることもある。本所の権限が集中強化された中世後期の九条家領（関係寺院所領を含む）の支配機構は、次のようになる。

本所（九条家）―御番衆中―奉行・代官（家僕）

関係寺院 ― 坊官

「本所」九条家の意向「仰」を奉じる家僕集団（御番衆中）が個別荘園の奉行・家僕の上位にあり、例えば次のように本所（九条家・家僕集団）の新制・事書（本所法）が荘園支配（莊務）の体制を定め、奉行・代官以下を統制下に置いていた。⁽¹⁰⁾

就光明峯寺儀被定置条々

（中略）

- 一、小塩庄寺務分、任本帳之旨、可興行事、
- 一、本家検使与預所検使相共、可遂勘定事、
- 一、同両検使・同僕従等、於庄家、不可口論、若有可諍論子細者、可注進本家事、

一、預所并時上使已下、於庄内、以私之沙汰、或宛非分臨時之役、或雖為鰥寡孤独、不可謾是事、^(易カ)

（中略）

文龜三年癸亥十二月 日

藏人左近將監菅原朝臣 判

光明峯寺と小塩荘についての「新制」といわれるこの文書から、小塩荘の支配を担う家僕の職掌が一望できる。小塩荘は九条家と随心院（寺務）の共同支配下にあるため、奉行ではなく門跡配下の預所（芝氏、九条家家僕化）がおり、その下に検使・僕従や上使が派遣された。なお小塩荘では九条家家僕の「奉行」も置かれる。

莊務を担う家僕（奉行・上使・代官ほか）を家領（七箇所）および主要な関係寺院所領でみると、表の通りである。単なる給恩所得者ではない、支配と収納を担当する家僕が「奉行」「代官」とみなせよう。奉行

には唐橋在治・在数・富小路俊通・同資直・白川富秀・信濃小路長盛・石井在利・竹原定雄(唐橋在満)・矢野在清らがみえる。日根荘(政基下向期間)における石井在利と東九条御領内の矢野在清を除くと、みな諸大夫級の家僕である。東九条御領(境内)は下司石井氏・公文矢野氏が荘務を担い、寺院所領は小塩荘など奉行(諸大夫級家僕)が置かれる場合と代官(侍身分の家僕)が置かれる場合がある。石井・矢野氏を除くと、政基・尚経期の家領の奉行のほとんどは諸大夫級の家僕で固められていたことがわかる。なお小塩荘の「新制」にみえる「上使」「檢使」だが、他の家領でもみられ、主に侍身分の家僕がこの任に当たった。日根荘における在数・俊通のように長期にわたり荘務を掌握する家僕が研究史上知られるが、実際には家僕が複数の荘園支配に関与することも多い。家領の奉行・荘務からみても唐橋氏主導のあり方から、各家僕

の共同荘務への傾向が強まることが予想される。

現実には奉行の荘務はどのように実現されるのか。伝存文書からは、奉行は収納(配符の発給)・算用(算用状の作成)・代官との交渉(代官請文の受理・代官職補任状の発給など)・禁制や指令(御教書・奉書)の伝達などに関与している。しかし、いうまでもないが、当該期の荘園支配の本質は勤農でも無民でもなく、なりふり構わぬ収納の実現にある。播磨の田原・蔭山荘では、白川富秀が矢野氏(上使・御使)とともに明応〜大永の長期間、荘務を担当した。蔭山荘は九条家の支配できる田数が応永期の三一八町余から明応期には二七町余に減少していたが、富秀は明応七(一四九八)年に自ら下向して九月、「御番衆御中」を通じて家門に次のように報告した。⁽¹⁰⁾

(前略)

一、かけ山方御さん用事、承候、則調候て、殿下御目にかけ候、当春段銭事もいまた未進候間、到来候者、一向に御さん用可申候、去年当季分御さん用進上申候、

(後略)

奉行の富秀自身の下向は、当年の算用状注進と未進分(当年春段銭)の督促・算用に目的があり、ここで前年の秋段銭の算用状を進上している。これ以前、明応四年には御着御納所(守護方)の譴責・百姓逃散、在地による九条家側人物の下向要請があった。⁽¹⁰⁾

富秀は、実力者浦上氏を背景とする播磨御着の小寺氏の未進問題に対しては、蔭山荘内多田村の名主(荘官)から「無等閑」き旨をとりつけ、守護方の重臣(浦上氏・葦田氏)にも書状を遣わして小寺氏に圧力をかけ、「段銭少ツ、先且納所」を実現⁽¹⁰⁾。同年末には秋段銭の「到来」(代官・荘官からの納入)を受けて算用状を作成した。⁽¹⁰⁾

下向中、富秀は田原荘(当時は公田三三町余に減少⁽¹¹⁾)の収納も担当した。ここでは百姓逃散が起こったが、富秀は代官(名子氏)・公文と対応を協議し、守護代の赤松政秀にも働きかけ、家僕(上使)の矢野数清とも合意の上で段銭賦課率を変更し、百姓の「召出」に漕ぎ着けた。さらに百姓の訴えた「免之儀」(損免要求)についても政秀と協議している。下向中、富秀は、「段銭事落居候ハすハ、当年ハ越年を可仕心中候」「一身を彼庄(田原荘)内にすて候へき心中候」という覚悟で荘務に臨んでいる。⁽¹⁰⁾

奉行・上使にとって最重要の任務たる収納の実現のためには、家領の日常的な経営や現実の収奪を行っている代官・荘官の違乱・離反を防ぎ、彼らと協議して荘園領主側への収納への協力をとりつけねばならなかった。その収納業務とは現地代官からの年貢・段銭の到来を待つて算用状を作成し、全収納分から必要経費や債務返済分を除いた残り分を家門に進上すること、そして収納を確認し、代官・荘官を通じて未進を追徴することである。減少の一途をたどる収納をできるだけ維持するには、富秀の例にみるように代官・在地勢力の協力だけでなく、その背景にいる守護勢力(播磨では赤松氏)と交渉してその了解を得ること、百姓の

要求にも対処することなどが不可欠で、時には奉行自身が下向すること
も必要だった。奉行の上使派遣による代官との連絡・調整、代官からの
「可然御方」の下向の要求は、政基下向直前の明応年間の日根荘でもう
かがうことができる。⁽¹³⁾

莊務担当者や家僕の直接下向は、室町中期より見え始める。享徳・長
禄年間、尾張国二宮の代官違乱問題で、収納のため大聖院齋尊僧都(代
官)、次いで上使の石井在安が下向し、応仁・文明期には唐橋在治が在
荘した。⁽¹⁴⁾ 政基・尚経期には家僕(奉行・上使)の直接下向の事例は増え
てくる。公家家門の在荘・在国は菅原正子氏の研究で明らかにされてき
たが、下向したのは家門だけではなかった。家門下向の背後には家僕の
下向と収納が広汎に存在していた。田原荘では富秀以前に上使矢野氏ら
が下向し、⁽¹⁵⁾ 後には荘内一音院知行分の「直納」のため芝盛親(芝氏の一
族、家僕化)が下向した。⁽¹⁶⁾ 富秀自身、大永元(一五二二)年にも「御上
使」として田原荘に下向した。⁽¹⁷⁾

下向するのは家僕(上使・奉行)だけではない。田原荘名子方の明応
九(一五〇〇)年の公用銭算用状には次のようにある。⁽¹⁸⁾

(前略)
百五十文 弥四郎上路銭
三百文 衛門三郎御下之時路銭
(後略)

弥四郎・衛門三郎らは「政基公旅引付」の文亀元年・二年条にもみえ、
ともに中間・若党身分(衛門三郎は富小路俊通の代官青木土佐入道の中
間)である。政基下向期、日根荘ではのべ一〇名以上の中間・若党・小
者が日根荘に下向している。彼らの役目は主に脚力・定使としての情報
伝達・連絡・報告にあったが、衛門三郎は日根荘内での窃盗事件の現場
の捜査・検断を担い、⁽¹⁹⁾ また、家門(政基)の命令を在地へ伝達する「地
下之定使」の役目をもった者もあった。奉行・上使に中間・小者・若党

も含めると、かなりの人数が京都と家領を往来していたのである。

こうした上使・中間以下の下向の経費は、収納が安定していない中世
後期では個々の荘園ごとに十分確保されているとは限らない。奉行は算
用に際し、機に応じて他荘園への使節下向の経費を捻出することもあつ
た。富秀は明応七年に、家僕の小原掃部助らの備中国(駅里荘)下向の
路銭を蔭山荘の段銭から支出し、同年の富秀下向中に備中から上つてき
た小原に再度路銭を渡している。⁽²⁰⁾ 明応五年にも蔭山荘の算用から「みの
への路銭」を支出した。「みの」とは、文亀元年にも富秀が下向した家
領美濃国下有智御厨内の橋という所領のことで、九条家・富秀はその支
配復活の努力を試みている。⁽²¹⁾

戦国期ともなれば、こうした下向には危険はつきものである。「旅引
付」によれば、小原掃部助などは日根荘に下向したが「於堺路次不叶之
由有雑説」の状況に、「身ヲ失テ」日根荘の政基のもとに参上した。⁽²²⁾ ま
た京都東九条から政基に送られた書状や荷物が和泉守護被官に奪われ、
政基の家僕(山田重久)が地域の武士(和泉国の上神氏)・足輕に路次
で取り囲まれることもあつた。⁽²³⁾ 一定の武力をもつ侍身分の家僕と中間が
派遣される背景にはこうした事情もあつた。また山田重久の場合、上神
氏と面識があつたため事なきを得ている。侍身分の家僕は在地勢力との
間に様々な関係をもち、これが上使・使者に起用される一因でもあつた
と思われる。

この時期、奉行・上使が在地に対して「無案内」であるのはどうして
も避けられない。在地からすれば荘園領主自体、在地の実態から遊離し
た存在であるのは否めない。そこで奉行・上使と在地の橋渡し役として
「案内者」が必要となる。蔭山・田原両荘では戦国期、「頭秀」なる者が
「案内者」として九条家に起用される。頭秀は、

公文拘分(田原荘)之反銭も、頭秀案内者之事にて候に、不審候申
候ハ曲事にて候、⁽²⁴⁾

とあるように段銭未納の状況を報告し、また国内の「錯乱」などの政治情勢に詳しく、在地の「日損」の状況や「御侘言」を逐次報告した。⁽¹⁰⁾ 顕秀は蔭山荘八千草村に「宿所」があり、田原荘本所分御名分を知行している。⁽¹¹⁾

顕秀と同様の役割は、日根荘の奉行富小路俊通の代官青木土佐入道にも見いだせる。「国案内者」といわれた青木の役割は守護方(国方)との折衝にとどまらず、年貢・段銭の収納、番頭百姓の申状や注進の取り次ぎ、下向した政基と奉行の補佐、その在荘経費の調達など多岐に及んでいる。⁽¹²⁾

田沼氏の指摘のように、中世後期の家領支配は在地の状況から遊離し、一定の公用・本役・本年貢・段銭を徴収するものとなっていた。この収納をできるだけ実現・維持することが家領支配の本質であった。その支配は請負代官や在地の荘官・名主・番頭以下の機構に支えられていた。が、代官のほとんどは公家権門の機構外の存在(守護被官・高利貸・在地勢力)であり、代官の非法には公家が独力でこれを排除するのは難しかった。日根荘の場合、九条家は代官の更迭(新代官の力による旧代官勢力の排除、旧代官時代の債務の破棄)で対処したが、⁽¹³⁾ ままならない代官・荘官らとの関係をできるだけ維持するには、奉行・上使の派遣とともに、「国案内者」を起用し、在地状況を把握することも一定程度有効であった。

九条家領の支配は、在地においては守護被官や地域権力の代官支配への依存を強める。このため代官の背後にいる守護・地域勢力などへの贈答が荘園の保持にとって不可欠である。田原・蔭山荘の場合、先述のように奉行の白川富秀は下向・収納の際、守護代との直接交渉を必要とした。しばしば指摘されるように、多額の銭が守護奉行・被官に「礼物」として贈られる。富秀ら奉行・上使がその支出・贈答・算用を遂行していた。⁽¹⁴⁾

さらに政基の子息松喬(相国寺松泉軒主)は播磨国守護赤松政則の猶子であり、松泉軒(松泉院)は「蔭山荘御公用并段銭」「田原庄御公用」につき、家門の依頼を受けて九条家と守護方の間の「取次」の役割を果たした。⁽¹⁵⁾ 大永元(二五二二)年の富秀の下向にも協力(「御あつかい」)し、⁽¹⁶⁾ 大永八(二五二八)年にも「松泉院殿御使」を派遣し、実力者浦上氏に「蔭山庄直納」の収納への協力を働きかけた。⁽¹⁷⁾

このように家領の維持には、ありとあらゆる関係が動員・利用される。荘務の現場でこれを担うのが奉行・上使ら家僕であった。家僕による収納分は算用の上、京都に送られるが、そこからは次の史料のように、他の家僕の給分も支給されていた。⁽¹⁸⁾

名子方ヨリ請取御公用御さん用状事(以下略)

(中略)

拾貫五百文 唐橋(在名) 夫せん加之(竹原定雄)

五貫文 尊松殿御給恩(矢野)

三貫文 数清御給恩

(後略)

先にあげた明応九年の田原荘名子方御公用の算用状の一部である。矢野数清は上使で算用実務の担当者だが、在名・定雄は給恩の知行者ではない。家僕は荘務を担当しない家領にも給恩を与えられ、その収納は奉行・上使に依存していた。備中国駅里荘でも永正三(一五〇六)年の年貢算用で、唐橋在名・白川富秀・竹原定雄・信濃小路長盛・石井在利・矢野在清と奉行自身(「自給」)が銭を数十疋(二〇〇疋程度)給与されている。駅里荘では収納高に応じて家僕ごとに給与額が定められていた。⁽¹⁹⁾ 奉行となった家僕たちは収納によって相互(家僕どうし)の給恩・給与や中間らの給分も保障せねばならなかった。給与の保障や下向路銭捻出にみる家僕相互の関係が、家領相互の同時並行支配を支える一因でもあった。

それでも、中世後期の荘園経営は慢性的な債務状態に陥り、荘園領主財政は借銭なしには困難となる。家領からの収納だけでなく、家僕・奉行には借銭の「秘計」や諸用途の調達（立て替えなど）の能力も期待されていた。唐橋在数が政基に殺害された理由にはその専横に加えて日根荘などの経営の失敗に理由があったと指摘されるが、その在数自身が日根荘の知行権を与えられたのも、政基への用途調達の功によってであった。⁽⁴⁸⁾特に富小路・石井・矢野氏などはそうした金銭融通の能力が高い。文亀元年、関白に就任した尚経の拝賀用途を富小路俊通と石井親治が「引替」「秘計」し、俊通の立て替え分の返済には蔭山荘段銭が宛てられた。⁽⁴⁹⁾先の白川富秀も「借物之儀」の功により文亀三年から九年間、田原荘本所分内に知行を与えられている。⁽⁵⁰⁾家僕には各方面から借銭を引き出す能力（社会関係）も必要だった。政基の日根荘下向当初、その在荘を経費面で支えたのは、家僕が根来寺から借用した「在庄用」千疋だった。⁽⁵¹⁾

荘園経営の必要経費も、家僕が自身の所有地を質にするなどして、請負的に調達することがあった。永正一二（一五二五）年、「田原荘段銭御使」の矢野在清は「我等作分」を「しち物二入れ候て、御下用引替」てまで段銭の納入を請け負っている。⁽⁵²⁾こうしたことが可能となる背景には、家僕が金銭融通など様々な社会関係において、九条家の枠外に独自の基盤を有していたことが考えられる。富裕な家僕と評される富小路俊通などは、九条家の関知しないところで多額の金銭融通をしている。⁽⁵³⁾石井一族も同様の側面をもち、金融や京都周辺の「散在名田畠諸職」の集積を進めている。家領や家政（家財政）の維持には、独自の基盤を有する家僕（特にその金脈）への依存が不可欠だった。家門の家僕編成は主従制強化という側面にとどまらず、金脈をもつ家僕をつなぎ止めるという意味もあった。

④家門の下向・直務支配と家僕

前章では家僕の役割を広く家領全般についてみてきた。家領支配（収納）の維持には奉行・上使の下向⇨収納の督促・てこ入れが一定の役割を果たし、その必要経費（下向路銭）は他の荘園から支出される場合もあった。家僕の給与も奉行・上使となった家僕が個々の家領の収納によって相互に保障しあった。家領ごとに支配・収納が孤立しているのではなく、家僕⇨奉行・上使を軸にあらゆる関係が動員され、年貢・段銭・公用を取れるところから少しでも多く収奪するという意味で、家領支配が維持された。

それでは、家門自身が荘園に下向した日根荘・小塩荘の場合はどうであろうか。従来は在荘支配における政基の意志・方針が議論されてきたようにみえる。が、ここでも現実の支配・収納に家僕たちが果たした役割は無視できない。政基は文亀元（一五〇一）年に日根荘に下ったが、政基には十数名もの「輿副衆」が随行了した。永正二（一五〇五）年の小塩荘下向にも少なからぬ家僕が随従している。⁽⁵⁴⁾

日根荘（当時は日根野・入山田の二か村）の場合も、政基の直務の下に奉行が置かれた。奉行は当初、信濃小路長盛・石井在利の両名だったが、この「両奉行」はそれ以前、根来寺代官支配の時より日根荘領家分の支配に関与しており、両名の政基随⇨下向は必然の成り行きであった。永正二年の小塩荘下向でも、両奉行（長盛と白川富秀）が政基に随従した。⁽⁵⁵⁾政基の直務支配は日根荘領家方（九条家家門直属地）の支配を奉行に担当させ、富小路俊通に知行地として与えた「俊通奉行分」の支配を「国案内者」青木土佐入道に担当させる体制をとった。しかし、文亀二年には在利が日根野村の段銭三年分を無断で免除した問題で奉行を更迭され、また青木もしいに荘務に関与しなくなる。かくして文亀二

年四月には、

日根野・入山田俊通奉行分、長盛二一種ニ申合了、今日入山田方相
 触之云々、

とあるように、日根野・入山田村全域が政基―長盛（奉行）の支配下に
 置かれる⁽¹⁵⁾。政基の直務支配は九条家内部では「太閤御沙汰分」といわれ、
 当初より子息尚経を中心とする東九条の九条家の家政機構による支配で
 なく、下向した政基自身の支配という性格が強まり、その限りでは奉
 行・家僕も政基の統制下に置かれていく。

家門の政基が在荘したということもあり、日根荘には常時、奉行以下
 の家僕やその代官・青侍らが数名は在荘し、二〇名ほどの家僕・中間以
 下が下向した⁽¹⁶⁾。そのためか、家僕たちの職掌の分担体制も整備されてい
 く。石井在利更迭以後、奉行には信濃小路長盛あるいは竹原定雄（いず
 れも諸大夫級の家僕）が任じたが、奉行の役割は「旅引付」によれば、
 他の家領と同様、年貢段銭の算用（算用状の作成・注進）や次のような
 政基の意を奉じた奉行奉書・御教書の発給がある⁽¹⁷⁾。

無辺光院住持職事、可任補之由、被仰出訖、此旨可存知者也、仍執
 達如件、

文龜元年四月廿六日

石井在利 判
左衛門大夫 判
信濃小路長盛
宮内大輔 判

善興御房

一方、奉行以外の「侍中」⇨侍身分の家僕は、「上使」「定使」「両使」
 「検使」など、使節として現場で荘園支配を担う役割を果たしている。
 いくつかわれを示すと、

[A] 早旦ニ反銭配符付之云々、…（中略）但去月廿一日就内檢共
 依取乱延引之条、来十日ニ可究済之由、含定使云々、

[B] 入山田四ヶ村者一向佗僚候由申之間、…（中略）式千疋当年

計、以公用之内、可遣之由仰付了、仍以上兩人奉書、付両使、

[C] …（前略）仍盗人之所見者顯然了、今一人捕取法師、遣上使
本副加賀・山田重久
加賀卜万五郎卜、於円満寺、同類等猶可糺問之由成敗之処…
 （後略）

[D] 今日又、以両使塩野兵庫助・山田万五郎、仰遣両守護、…

[E] 昨夕諸勢ヲハ引了、仍槌丸口自三ヶ村、居置番者也、此方ヨ
 リ上使両三人宛相副之了、

[F] 本間加賀・中井又四郎両檢使ヲ定使ニ相副、屋内ヲ符了、

[G] …（前略）番頭中ニ此奉書ヲ可令披見之由仰付遣之、使弥次
 郎定使也、

[A] は段銭の徴収業務の指示、[B] は村への公用分の返還（賦課減
 免）、[C] は窃盗犯の尋問、[D] は守護方への使者の派遣、[E] は守
 護方を撃退した村人が村の入り口に番を置いて警戒に当たったのに対す
 る派遣、[F] は番頭屋内の検封、[G] は在地への奉書（政基の意を奉
 じた）の伝達である。侍身分の家僕たちがその実務を担当・遂行してい
 る。それらが政基と奉行の指示によるものである。「G」にみえるのは
 中間身分の定使である。このように、上使・両使は様々な局面で頻繁に
 在地に臨んでいる。家門の下向直務の場合でも家僕・中間らは多数在荘
 しており、家門はこれらを統率して奉行―上使・両使―中間・若党の支
 配機構を整備した。

政基の自筆の日記という性格上、「政基公旅引付」は前関白⇨政基の
 威光が誇張されるきらいがある。しかし家門の權威だけで収納が実現で
 きたのではない。地下の根強い抵抗のため在地の実態から浮き上がりつ
 つある政基を支えつつ、在地の事情を踏まえて収納を遂行するのも奉行
 以下の家僕の役割だった。文龜元年末、奉行の石井在利は独断で日根野
 村東方に段銭三年分、計千疋の免除を行ったとされ、奉行の任を外さ
 れた⁽¹⁸⁾。在利は家門への弁明の中で、一年分（三百疋）の免除については

認めた。

去年三百疋ハ、地下人悉山入仕、迷惑之由申候間、下行仕候⁽¹⁵⁶⁾、つまり、村人の逃散⁽¹⁵⁷⁾「迷惑」に対する減免であったという。在利の場合はその職を更迭される結果となったが、在地の状況を受けて収納額・減免額を定めるのも、村人と接触する機会のある家僕の役割であった。家僕の動きが独善的・権威主義的な政基の支配の行き過ぎを補っていた面があるように思われる。

政基と家僕が地下の動静を把握する上で、青木土佐入道のような「案内者」を必要としたことは無論だが、さらに寺院の僧侶たちの取り込みもみられる。先に史料を上げた無辺光院の善興は政基により住持に任じられている。無辺光院はよく知られるように、日根野村東方の政所で、年貢段銭の収納の場であった。住持の善興は「旅引付」にも頻出し、

日根野村西方事、於地下者云、…(中略) 御百姓等難立足之条、半濟ニ被沙汰、雖為只今被退押妨者一円ニ可進納、其間ヲハ可半納申由、連々以無辺光院申之⁽¹⁵⁸⁾、(後略)

というように、村(日根野村西方)からの要求を取り次ぐ存在だった。政基らと善興の関係は深まり、

重陽之佳節、可喜々々、無辺光院来、樽・餅・松茸等持参、召出賜盃了⁽¹⁵⁹⁾、

など、節供における進物を行い、政基のもとに頻繁に伺候している。そして、

今夜日待、善興等来、終夜有双六等之興遊⁽¹⁶⁰⁾、
無辺光院来、召簾前、仰内儀⁽¹⁶¹⁾、

と、政基との親密度を増し、側近的な役目を果たしてもいる。

政基が滞在した入山田村の長福寺も同村の政所的な寺院となったが、その住持も善興同様、政基に進物・礼物を欠かしていない。また長福寺に近い同村大木の円満寺の僧は、政基の命で日根荘の状況を東九条の尚

経に伝えるべく上洛している⁽¹⁶²⁾。

荘内寺院の僧侶は、村と政基・家僕の間立ち、村の代弁者ともいえる役割があった。支配の円滑化のためには、寺僧・住持の取り込み(被官化)も一定の効果をもったのである。日根荘の場合、政基下向以前、一時は在地領主の日根野氏も「故唐橋被官人之時」というように、日根荘奉行唐橋在数の被官人で、「給分」⁽¹⁶³⁾があった。結局、日根野氏は政基の下向により日根荘から排除されてしまう⁽¹⁶⁴⁾。在地領主勢力の取り込みも家領支配にとって重要なことであり、小塩荘では九条家は在地勢力を「御被官人」「御家門被官」とし、政基下向の際には「水垂之被官」に「番」を命じている⁽¹⁶⁵⁾。日根荘ではその排除(および日根野氏の背後にいる守護方の介入の抑止)が、支配を維持させた一因だった。

政基の直務支配は荘園支配の在地領主化とも評される。政基と家僕たちは下向中、守護方・在地領主をある程度排除し、前代官⁽¹⁶⁶⁾根来寺僧と根来寺を介在させずに荘内を支配した。それは確かに戦国期固有の現象だが、安西欣治氏の指摘⁽¹⁶⁷⁾のように、政基の下向には荘務を放棄した前代官⁽¹⁶⁸⁾根来寺僧の要請・了解という面もあり、政基自身が短期間の在荘と一年季だけの収納の再建を目的としていた。戦乱・飢饉などで在荘は長期化したのが、荘務再建の後には家僕(奉行)・上使・代官に支配を委ねる、さらに根来寺僧の代官を再任用することは、当初から想定されていたとすべきで、請負代官の排除が目的ではなかった。

また九条家と家僕は日根荘の政基、京都の尚経に分かれつつも、日根荘を含む複数の家領の支配を進めていた。

[A] 今日、青木ヨリ人ヲ京上、仍付書状仰条々、蔭山方算用等事、
仰富秀⁽¹⁶⁹⁾、

[B] 山田将監重久ヲ上京都…(中略)、駅里庄ニ可被下之由、殿
下ニ申上了⁽¹⁷⁰⁾、

[A]では政基は日根荘から白川富秀(在京)に蔭山荘の算用を命じ、

「B」では日根荘から家僕を上洛させ、備中国駅里荘に派遣する旨を殿下（17）尚経に伝えた。このように政基は他の家領支配や家政の問題につき、京都の尚経から連絡を受け、時には指示を出している。政基の日根荘下向直務は公家家政にとって孤立したものではなかった。政基の下向期間にも京都の尚経が他の家領・関係寺院領の支配を把握し、政基も尚経とともに家門として家政を主導した。このため「B」の史料にみるように、家僕は京都東九条・日根荘・他の家領の間を頻繁に往反した。この観点からみると、政基の日根荘支配は、家僕が必要に応じて下向して莊務を遂行する家領支配全体の一環（その派生型）であったとも評価できよう。

しかしながら、やはり日根荘が遠隔地の家領の中、最も重要な荘園であったのは疑いない。従来の研究は家門自身の下向した「一懸命の地」という点からこれを説明しており、このため議論は政基下向の背景の問題に集まっている。ただ、支配構造の面からいうと、明らかに日根荘は他の家領と異なっていた。田沼氏は蔭山荘などを例に、中世後期の荘園支配を「公用年貢方式」と定義し、荘園領主が在地の実態から遊離し、定額の公用（年貢・段錢）を代官から徴収するものと位置づけた。（18）だが、日根荘において九条家は、在地から浮き上がりつつあったとはいえず、注進状によって田数・年貢・段錢・寺社免を把握し、田数・年貢高・請人を番頭（年貢段錢納入責任者）の受け持ち分ごとに掌握することにとつとめた。政基直務の時にも内検を行っていた。（19）

蔭山・田原荘では村ないし寺ごとの本所分公田数と公用額しか把握されず、遅れて直務支配を進めた小塩荘も大永二（一五二二）年に日根荘と同様、村ごとの田地・納入額・請人を登録した小塩荘帳を作成したが、これは散在所領であった。これに比較して、日根荘では、入山田村と日根野村東方の領域的支配と番頭・請人ごとの掌握を目指し、一度度それ成功していた。相対的に在地の状況を踏まえることができた点、日根荘は九条家にとって現実の支配と収納が見込める荘園だったといえる。

また、九条家は早くから日根荘の「直務」を志向し、請負代官を任用して支配に当たらせつつも、頻繁に代官を更迭・交代させている。これも九条家の一定度の荘園把握があつて可能だったと思われる。九条家にとっての日根荘の重要性は、政基の下向に端的に表現されているが、その背景には他の家領と異なる一定度安定した支配機構・収納体制の存在があつた。

おわりに

本論では、家僕の構成と家領支配における現実の役割をとおして、中世後期の公家領荘園を考察してきた。家僕に着目したのは、九条家（公家権門）が直接指示・統制できる存在として家領支配を現場で支える（つまり収納を維持する）存在だからである。ここで検出した事実関係が家領の支配機構（システム）といえるかどうかはともかく、家僕の莊務（下向・交渉・収納）と家僕相互の保障関係が、支配Ⅱ収納を存続させ、家領荘園の命脈を保持せしめた、公家権門内部における要因のひとつであつたことは確実だろう。

寺社領荘園のような宗教的イデオロギー支配の装置・機構を欠いている公家領荘園では、家僕らの莊務遂行および家僕と在地の人的関係が、荘園支配（収納）を支える基盤のひとつである。そうした人的関係は、家門―家僕の間では「家」どうしの主従関係として再編され、さら在地の領主勢力や寺院の僧侶にも一種の被官関係として広げられた。また公家家門と幕府・守護の人的関係も家領の存続に利用され、不安定ながらも幕府・朝廷レベルから在地に至るあらゆる人的関係が支配・収納の実現のために動員された。その関係を背景に、京都と在地を往反して家領の在地諸勢力をつなぎ止める役目を担ったのが家僕たちであつた。確かに在地の諸階層が公家権門の側に付き続ける保証はどこにもなかったが、

それを維持し得る公家権門側の切り札のひとつに、家僕・中間らの活動およびその社会的基盤があったと考える。

中世後期の九条家は家門―家僕の編成を強化して、これを家領支配の中核的組織とし、家僕・中間を動かして家領や寺院所領の支配の維持を並行して進めた。九条家および九条家領荘園の性格には、主従制化し武家領支配に近似した側面と、公家権門としての性格との両面があった。ここでは十分な考察に至らなかったが、家僕たちもそうした二面性に関わっていたと思われる。上記の二面性のいずれかの強調ではなしに、主従制的・武家領的な性格を増した当該期の公家と公家領荘園支配の構造的特質が問われるであろう。

ただし九条家領の支配がcausingして維持されたのも、天文初年ごろまでであった。家門の家僕制裁の強化にもかかわらず、九条家内部の対立・内紛は絶えず、天文期には家領支配関係文書が激減し、実質上、収納が保持できなくなる。ここに九条家領は最終的な崩壊の局面を迎えたのである。かつ、政基・尚経期、九条家の外部に拠点や基盤を有した家僕が、家門の統制強化もあって、九条家家僕⇨公家社会内部の存在という性格へ傾斜を強めたことも想定される。家僕の統制・制裁が家僕を九条家の内部に閉じこめ、家領支配を支えた家僕の多彩な基盤を切断する結果となった可能性もある。家僕の編成⇨公家の近世化と荘園支配の最終的崩壊の関連も、今後の課題である。⁽¹⁵⁾

ともあれ、九条家の家門・家僕は一定の結束を保ち得たが、その基盤としては東九条御領(境内)の存在を無視できない。ここでは境内内部の寺領・私領を包摂する「本役」「境内段銭」賦課の論理を指摘したが、家僕たちは九条亭の周囲に宿所・屋敷を持ち集住して家門に近侍し、家門・家僕は共通の基盤に立っていた。⁽¹⁶⁾ 九条家が洛中から離れて拠点を形成・再編し得たことの意味もさらに問われねばなるまい。

考察を公家権門内部の問題にしぼったため、ここでは守護・地域権力

と荘園支配の関係については論及できなかった。しかし、中世後期の荘園支配の成否が実際には守護・国人・地域権力の動向如何にかかっている点是否定できない。この点は寺社本所一円領の支配構造論にとって根本的な課題であるが、筆者の能力をはるかに超える問題であり、ここでは課題の指摘にとどめて、考察を終えたい。

註

- (1) 工藤敬一「荘園制の展開」(『岩波講座日本歴史 中世1』岩波書店、一九七五年)。
- (2) 宮内庁書陵部編『書寮叢刊「九条家文書」中の発給文書の案文は控えの文書の意味合いを持ったことが想定される。今後、詳細な分析が必要になるだろう。
- (3) 菅原正子「中世公家の経済と文化」第一部第三章「公家の家政機構と家司」(吉川弘文館、一九九八年)、小森正明「中世後期九条家の家司について―唐橋氏を中心として―」(『史境』二八号、一九九四年)、西谷正浩「公家領荘園の変容」(『福岡大学人文論叢』第二九卷四号、一九九八年)。
- (4) 注(3) 菅原・小森論文。島田次郎「十五、六世紀における権門領主の私的武力について」(『荘園制と中世村落』吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (5) 注(3) 小森論文。
- (6) 平山敏治郎「堂上格富小路家成立の顛末」(『日本常民史紀要』第八輯Ⅱ、一九八二年)、苗代田敏明「中世後期地下官人の一形態―九条家諸大夫富小路氏について―」(『日本社会史研究』三〇号、一九九一年)。
- (7) 仲村研「九条家代官石井氏について」(『中世地域史研究』国書刊行会、一九七九年、のち仲村「中世地域史の研究」高科書店)。
- (8) 注(1) 工藤論文。
- (9) 菅原正子前掲著書第二章「公家衆の「在国」」。
- (10) 注(4) 島田論文。
- (11) 安西欣治「崩壊期荘園史の研究」序章「問題の所在と視点」、第二部「十六世紀初頭における直務運動―九条政基の在荘記録―」(岩田書院、一九九四年)。
- (12) 注(3) 菅原論文、湯川敏治「戦国期公家日記にみる家政職員の実態」(『ヒストリア』一二〇号、一九八八年)。
- (13) 図書寮叢刊「九条家歴史記録 三」(『後慈眼院殿雑筆』八)。
- (14) 『政基公旅引付』文龜元年閏六月四日条に、関白の詔を受けた尚経が東九条から「出京」して俊通の亭で詔を拝覧したことがみえる。

- (15) 図書寮叢刊『九条家文書』二二四号延徳二年唐橋在教書状。
- (16) 『九条家文書』一五二一(3) 明応五年九条政基書状草案の末尾に記される。
- (17) 『九条家歴世記録』二二「九条満家公引付」永享三(一四三二)年唐橋在豊契状写に「東九条御境内」とみえるのが早い事例である。
- (18) 注(3)(7) 論文。
- (19) 明石治郎「室町期の禁裏小番―内々小番の成立に関して―」(『歴史』七六号、一九九一年)。
- (20) 『長興宿禰記』文明八(一四七六)年五月一日日条によると、この日、関白の詔を受けた政基の「御旅所」は「小河候人彈正少弼俊通宿所」であり、俊通は足利將軍家の小河御所の伺候人だった。
- (21) 「賦引付」(『室町幕府引付史料集成 下巻』) 文明一三年の項に「修理大夫(俊通) 日野殿」とみえる。
- (22) 政基の日根荘下向期でも、和泉守護方の日根荘違乱を停する幕府奉行入奉書発給の働きかけは、俊通が主に担当した(『旅引付』文亀元(一五〇二)年四月一日日条)。
- (23) 石田祐一「諸大夫と撰閥家」(『日本歴史』三九二号、一九八一年)。
- (24) 『九条家文書』一三三七号年欠石井在利書状では石井氏が「従父在豊脚殿御代、至当御代(唐橋在満) 候て」「別而奉公」の関係にあったという。
- (25) 『九条家文書』一一〇八号永正一六(一五一九)年九条尚経置文。
- (26) 『九条家文書』三六号天正二(一五七四)年九条植通讓状由緒地目録。
- (27) 『経覚私要鈔』長祿三(一四五九)年五月六日条に「下司民部少輔豊安、公文筑後守豊清」とみえる。東九条御領下司と並ぶ公文豊清は同御領公文である。筑後守は家治・在清・治清ら矢野氏の継承した官職であった。
- (28) 『新修泉佐野市史 第五巻 中世2』(泉佐野市、二〇〇一年)の廣田作成「付録図表」の「九条家家司・被官・従者等一覧」を参照。
- (29) 例えば「植通公記」(『九条家歴世記録 四』)にみえる侍身分の家僕朝山氏は、「地下家伝」によると出雲国の在地領主の一族で、戦国期に白川富秀の子息(利綱)が朝山家を相続したという。
- (30) 『九条満家公引付』。
- (31) 『経覚私要鈔』康正三(一四五七)年六月七日条。
- (32) 『経覚私要鈔』享徳三(一四五四)年二月二五日条によると、唐橋在豊は経覚の稚児如意賀丸を猶子に迎えている。
- (33) 『経覚私要鈔』長祿四(一四六〇)年四月四日条。
- (34) 湯川敏治「戦国期における公家裁判の一例―唐橋在教殺害事件顛末を中心に―」(『史泉』六九号、一九八八年、のち中世公家日記研究会編『政基公旅引付』小論抜刷集、一九九六年)。
- (35) 『経覚私要鈔』長祿四年五月六日条など。
- (36) 井原今朝男「日本中世の国政と家政」第三部第八章「撰閥家領における代始安堵考」(校倉書房、一九九五年)。
- (37) 『九条家文書』二八号。
- (38) 注(3) 菅原・西谷論文。
- (39) なお鎌倉時代、清華家の三条公房の女子が九条忠家の北政所、忠教の母だった。
- (40) 『大乘院寺社雜事記』応仁元(一四六七)年一〇月二〇日条・応仁二年閏一〇月一四日条・『大乘院日記日録』文明二六年二月二日条。
- (41) 『親長卿記』明応五(一四九六)年一月二四日条。
- (42) 海住山氏は高清が長享二(一四八八)年に死去(『公卿補任』)。三条公久は子息実文が通世(『尊卑分脈』)。八条氏も実世の次の公右以降は続かず(『尊卑分脈』)、海住山・三条・八条氏ともに公家社会自体から脱落した可能性が高い。
- (43) 『大乘院寺社雜事記』文明二(一四七〇)年四月一日・同一日、文明三年一月一日、文明五年一月一日、文明六年一月一日条。『九条家文書』一〇五号文明四年九条政基契状置文案。注(11) 安西著書第二章「山城国小塩荘他へ」の下向。
- (44) 前注「雜事記」文明二年四月一日条に「九条有様、自元無正躰」とある。『九条家文書』九五五号文明一〇(一四七八)年の信濃小路北頼等丈数地子注文案などによると、東九条境内の土地が「跡」化し無主化している。
- (45) 『九条家文書』三三三号文明一四(一四八二)年九条政基讓状。
- (46) 『実隆公記』明応五年一月八日条。
- (47) 『九条家文書』一〇四二号永正六(一五〇九)年九条政基所領買得置文。
- (48) 注(6) 苗代田論文。また日根荘の富小路氏支配地の意義については橋本浩「日根荘「俊通朝臣奉行分」をめぐる―「当知行」と「直務」―」(『専修史学』三一号、二〇〇〇年)。
- (49) 田中倫子「荘園における応仁・文明の乱の影響―山城国小塩荘の場合―」(『大山喬平教授退任記念会編』『日本社会の史的構造 古代・中世』思文閣出版、一九九七年)。「九条家文書」二二三三(一)号建武元(一三三四)年芝広秀寄進状に「九条家御家門内」芝広秀とある。「旅引付」文亀三年一月二七日・三月二七日条によると、日根荘奉行信濃小路長盛の「迎」で日根荘に下った民部卿上座芝仲快は長盛の弟だった。
- (50) 注(28) 表。『政基公旅引付』。
- (51) 注(4) 鳥田論文。

- (52) 注(7) 仲村論文。
- (53) 『九条家文書』一四二号大永二(一五二二)年室町幕府奉行入奉書案。逐電した長盛・富秀の処分は「成敗」と決したが、結果的には両名とも家僕に復帰した。
- (54) 平山敏治郎「日本中世家族の研究」(法政大学出版局、一九八〇年)。
- (55) 『公卿補任』『九条家文書』三四号九条家領目録。
- (56) 政基をとりまく情報伝達の問題から酒井紀美氏は「家中」の語を用いている(酒井「旅引付」の情報世界)『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年)。意味合いは異なるが、当時の九条家の家門・家僕の関係を一種の戦国期権力とみることも可能かも知れない。それは中世前期の九条家・家僕におけるパーソナルな給恩・奉公関係とは異質のものであろう。
- (57) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (58) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (59) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (60) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (61) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (62) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (63) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (64) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (65) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (66) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (67) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (68) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (69) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (70) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (71) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (72) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (73) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (74) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (75) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (76) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (77) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (78) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (79) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (80) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (81) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (82) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (83) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (84) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (85) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (86) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (87) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。
- (88) 『九条家文書』二二三号建武三(二三三六)年九条道家政所注進当知行地目録。

- (87) 三〇号永正八年九条家奉行人奉書、二〇三七号永正一六年太郎左衛門請文。
- (88) 「後慈眼院殿雜筆 八」年月日欠石井雅樂助長親不当条々。
- (89) 「九条家文書」二二三号梅宮社関係文書、一二七一号年欠九条家当知行山城國諸莊園目録案。
- (90) 注(4) 島田論文。
- (91) 「九条家文書」一〇一六号(3) 明応九(一五〇〇)年室町幕府奉行人奉書。
- (92) 「九条家文書」六「醍醐勝俱胝院関係文書」。同二二五号永正一三(一五一一)年大慈恩寺住持殊永申状案、同二二五号永正一四年九条尚経書状。
- (93) 注(31) 史料、「九条家文書」二〇七九号応仁二(一四六七)年知恩院隆増置文。
- (94) 「後慈眼院殿雜筆 六」年欠九月一七日渡辺善賀書状。中世後期の渡領研究には吉村亨「中世後期の「殿下渡領」に関する一考察」(京都文化短期大学紀要)二四号、一九九六年があるが、なおその実態は不明である。
- (95) 「九条家文書」一三八一号永正五(一五〇八)年大内氏奉行連署奉書。
- (96) 「旅引付」文亀元年二月一〇日条。
- (97) 注(49) 田中論文。
- (98) 「九条家文書」一〇六一号九条尚経河原内検不審事書案。菅原正子氏は、東九条御領が鎌倉中期には散在所領化し、九条家の支配が衰退するとみる(菅原「山城国東九条荘の存在形態」初出一九八六年、注(3) 著書所収)が、中世後期の九条家支配の展開(再編成)には論及されていない。
- (99) 注(92) 文書。
- (100) 廣田浩治「日根荘における九条政基の子女とその周辺」(泉佐野の歴史と今を知る会会報)一七二号、二〇〇二年。政基・尚経期、九条家は三宝院門跡を輩出した(政紹・忠厳・義堯、いずれも政忠の子息)。
- (101) 注(12) 湯川論文。石井氏の中に細川京兆家内衆の被官となる者があった。
- (102) 「旅引付」「実隆公記」によれば、忠承は公家社会の追善供養に大きな役割を果たし、三条西実隆・九条植通と文芸上のつながりがあった。
- (103) 注(3) 西谷論文。
- (104) 「長岡京市史 資料編2」(長岡京市)「隨心院文書」文亀三(一五〇三)年小塩莊井光明峯寺新制案。
- (105) 「九条家文書」三七七号年欠蔭山莊本所分公田田数注文。
- (106) 「九条家文書」四二四号年欠九月六日白川富秀書状断簡。年次比定は一応、
- (107) 「福崎町史 第三卷資料編I」(福崎町)に従った。
- (108) 「九条家文書」三九〇号明応四(一四九五)年蔭山莊多田・山田村名主等申状案。
- (109) 「九条家文書」五〇八号年欠二月一日白川富秀書状。
- (110) 「九条家文書」四〇三号明応七年蔭山莊多田村四名秋段錢算用状。
- (111) 「九条家文書」四七二号明応九年田原莊本所分秋段錢算用状、同四八二号永正九(一五二二)年田原莊本所分秋段田数注文。田原莊では九条家は、寺院・公文・案内者・顕秀・在地住人ごとに田数を把握したが、六町余の妙徳寺、二町余の福寿寺以下、寺院の保持分の比重が高く、在地寺院の掌握が支配・収納上、大きな意味をもった。
- (112) 注(109) 文書。
- (113) 「九条家文書」二五二号年欠一〇月一九日關伽井坊明舜書状、同二七〇号(3) 年欠一〇月一七日富小路後通奉書案、二五一号年欠九月三〇日日根莊代官東智院慶算書状。同三三二号年欠七月一六日關伽井坊秀尊書状。九条家は奉行俊通―御使・上使を通じて根来寺僧と結んだが、紀伊の畠山氏・根来寺の和泉侵攻が相次ぎ、日根莊支配は戦乱に晒され収納が悪化。幕府(細川政元)―和泉向守護に敗退し日根莊支配を放棄した根来寺側は、九条家側の「可然御方」の下向と「守護方」の「御成敗」を要請。これが政基下向の伏線となった。注(48) 橋本論文。
- (114) 「経覚私要鈔」享徳二(一四五三)三月一日、長祿二(一四五八)年八月一日、同二月三日、長祿四年一〇月三日条。注(43) 安西著書論文。
- (115) 「九条家文書」一一四一・一一四二号文明三・四(一四七一・七二)年二宮社本郷方算用状、同一八六二号文明一六(一四八四)年唐橋在治去渡状。
- (116) 注(9) 菅原論文。
- (117) 「九条家文書」四六五号文明九年田原莊本所分秋段錢礼物算用状、同四六六号文明一〇年田原莊年貢算用状、二八五号・五〇八号文明一八年唐橋在数書状。二八五・五〇八号文書は同一の文書である。「福崎町史 第三卷 資料編I」、注(6) 苗代田論文。
- (118) 「九条家文書」五〇三号永正一二(一五一五)年白川富秀奉書案、一八六五号(1)・(3) 同年竹原定雄奉書案。
- (119) 「九条家文書」四一〇号大永元年蔭山莊多田村四名等秋段錢算用状案、四八七号同年田原莊定連・左近五郎兩名年貢算用状。天文初期にも「上使」||「白河方」が蔭山莊に下向した(同四二三号年欠八月一六日某書状、「福崎町史 第三卷 資料編I」)。
- (120) 「九条家文書」四七三号。
- (121) 注(28) 「九条家家司・被官・従者等一覧表」。
- (122) 「旅引付」文亀二年一月二六日条。
- (123) 「旅引付」永正元年四月七日条。中間の「定使」は「旅引付」にしばしばみえ

- る。
- (124) 『九条家文書』四〇三号明応七年蔭山莊多田村四名秋段銭算用状。
- (125) 『九条家文書』三九四号明応五年蔭山莊多田村等年貢算用状。
- (126) 「後慈眼院殿雜筆 二」年月日欠某書状案。同「雜筆 三」文龜元年九条関白家御教書案。
- (127) 「旅引付」文龜元年九月一日条。
- (128) 「旅引付」文龜二年二月三日・二二三日条。
- (129) 『九条家文書』五〇二号年欠四月六日唐橋在満書状。
- (130) 『九条家文書』五二一・一五二八号年欠四月一八日頭秀書状。前掲「福崎町史第三巻 資料編I」はこの二通の文書を同一の文書とする。
- (131) 『九条家文書』四二二号年欠八月一〇日頭秀書状、注(111) 同四八二号文書。
- (132) 「旅引付」文龜元年四月二日条。『新修泉佐野市史 第五巻 中世2』「人名一覽」(廣田執筆)の「青木土佐入道」の項。
- (133) 安西欣治「室町期公家領莊園崩壊過程の様相と二三の問題点」(『白山史学』一七号、一九七三年)。「経覚私要鈔」長祿元(一四五七)年十一月二七日条に、日根莊の「当代官岸」(貴志氏)を罷免し九条家の「直務」としたことがみえる。
- (134) 『九条家文書』四〇二号明応六年蔭山莊多田村四名秋段銭算用状にみえる「園にて礼物入目」は、家僕上使の矢野数清が蔭山莊に下向して守護方(播磨坂本・御着)への「御使」をつとめた時の「礼物」で、直接下向により家僕上奉行・上使が礼物贈答に直接関与することもあった。通常、「礼物」贈与は代官に委任されていたと思われる(伊藤俊一「中世後期における「莊家」と地域権力」『日本史研究』三六八号、一九九三年)。
- (135) 『九条家文書』四二〇号年欠六月二日就宗書状、五〇七号(一)(3)年欠一月某書状案、同四一五号大永五(一五二五)年九条尚経書状案。
- (136) 注(119)『九条家文書』四一〇号。先に述べたように九条家と赤松氏は関係が強かったが、政基の従兄弟である白川富秀も九条家・赤松家・松喬と親族の立場にあった。
- (137) 『九条家文書』四一六号大永八年浦上村宗書下案。
- (138) 注(120)文書。
- (139) 『九条家文書』一四六一号永正三年駅里莊年貢支配并算用状。同莊では年貢一万疋の時期に在名Ⅱ五百疋、富秀・長盛・定雄Ⅱ各千疋、在利Ⅱ五百疋、在清Ⅱ三百疋、「自給」(収納算用担当の家僕)Ⅱ千疋と給分が定められ、当時は年貢高の五分一減少により、各家僕の給分も同比率によって各々五分一とされた。
- (140) 注(43)『九条家文書』一〇五号。
- (141) 「後慈眼院殿雜筆 三」文龜元年某書状案。
- (142) 『九条家文書』四七五号裏文龜三年九条政基書状案。
- (143) 「旅引付」文龜元年四月五日、同九月二〇日、永正元年一月二八日条。もとよりこうした借錢・金融も代官・給人・奉行への依存度が大きい。外部の金脈をつかみ、家門のために借錢をできる能力も家僕には必要であった。
- (144) 『九条家文書』四八五号永正二年矢野在清請文。
- (145) 「賦引付」(『室町幕府引付史料集成 下巻』文明一三(一四八二)年)。
- (146) 「政所賦引付」(『室町幕府引付史料集成 上巻』文明一五年二月二日)。「賦草案之引付」(同上) 明応九年三月二五日。
- (147) 「旅引付」文龜元年三月二八日条、『九条家文書』五七四号永正二年九条政基小塩莊下向引付。
- (148) 『九条家文書』一三三三号(一) 明応六(一四九七)年九条家奉行人奉書案。長盛・在利の莊務関与は前年の唐橋在敷(日根莊奉行)の殺害より以後であろう。
- (149) 注(147)文書。
- (150) 「旅引付」文龜二年四月二一日条。「後慈眼院殿雜筆 三」文龜二年四月二日山田重久・正家連署書下案。関口恒雄「中世末期の階級闘争とその歴史的條件」(『史学雑誌』七九編一、一九七〇年)。
- (151) 『九条家文書』一四九〇号裏諸目録断簡。
- (152) 注(28)表。
- (153) 「旅引付」文龜元年四月二六日条。
- (154) 「A」Ⅱ「旅引付」文龜三年一〇月一日条、「B」Ⅱ同文龜元年六月二一日条、「C」Ⅱ同文龜二年一月二六日条、「D」Ⅱ同文龜元年六月二一日条、「E」Ⅱ同文龜元年九月二五日条、「F」Ⅱ同永正元年七月一七日条、「G」Ⅱ同文龜三年五月一六日条。
- (155) 注(7)仲村論文。「旅引付」文龜三年二月二七日条。
- (156) 『九条家文書』一五八号文龜二年石井在利書状。在利が特に日根野村東方の支配・収納を担当していたことが、地下との接触・段銭免除の背景にあった。
- (157) 「旅引付」文龜二年五月二二日条。
- (158) 「旅引付」文龜元年九月九日条。
- (159) 「旅引付」文龜二年一〇月一五日条。
- (160) 「旅引付」文龜二年二月二三日条。
- (161) 「旅引付」文龜元年九月七日条。「後慈眼院殿雜筆 三」文龜元年某書状案に上洛中の「円満」Ⅱ「円満寺」がみえる。
- (162) 「旅引付」文龜三年六月九日条。
- (163) 「旅引付」文龜元年八月二八日条。日根野村に乱入した日根野氏は村に撃退され、政基から「日根野カ名田四丁分」を没収された。田沼陸「公家領莊園の研

- (164) 究〔書陵部紀要〕一、二二号、一九六〇年。
 (164) 注(147) 文書。『九条家文書』五八四号永正二年水垂・ひつめ被官衆交名注文。
 (165) 注(11) 安西論文。
 (166) 『旅引付』文龜元年八月二七日条。
 (167) 『旅引付』文龜三年九月二六日条。
 (168) 例えば、文龜元年に政基の甥忠徹の東大寺東南院門跡就任が難航した時、政基は日根荘からしばしば指示を送っている(『旅引付』文龜元年五月二九日条、「後慈眼院殿雜筆 二二 同年八月二〇日竹原定雄奉書案」)。
 (169) 注(65) 田沼論文。
 (170) 注(67) 文書。
 (171) 『九条家文書』一一〇号文明一三(一四八) 年日根荘年貢納帳、一一三号文明一四年日根野村東方納帳案。
 (172) 『旅引付』文龜三年九月九・一〇日条、『九条家文書』一八一号同年日根野村東方内帳。
 (173) 注(106)(111) 文書。
 (174) 『九条家文書』一五八一号大永二年小塩荘帳写。
 (175) 近世においても唐橋・富小路・信濃小路・石井・矢野氏が九条家の家僕(堂上・諸大夫)であるのに対し、政基・尚経期に増加した他の侍身分の家僕・被官(●)の「侍身分の家僕」の「③その他」の動向は定かでない。家領支配を支えた彼らの行方(脱落など)も問題となる。
 (176) 注(76)(78) など絵図史料の活用による東九条境内の構造分析が課題となる。
 (177) 現在の荘園制再編成論は、鎌倉中期以降の権門内部の領有構造の変質・改編に議論の焦点を置いて中世後期までを展望する研究が多い。無論、その成果を踏まえる必要があるが、ただ中世後期の荘園支配の継続にとつて鎌倉後期までの荘園領有構造や所職の性格は決定的な要件ではない。むしろ内乱期以降の国家機構(幕府・守護体制)や在地社会との関係そのもののあり方が、最重要課題として論じられねばならないだろう。

(泉佐野市教育委員会 歴史館いずみさの、
 国立歴史民俗博物館共同研究協力者)
 (二〇〇二年六月七日受理、二〇〇二年一〇月四日審査終了)

九条家・家僕関係系図

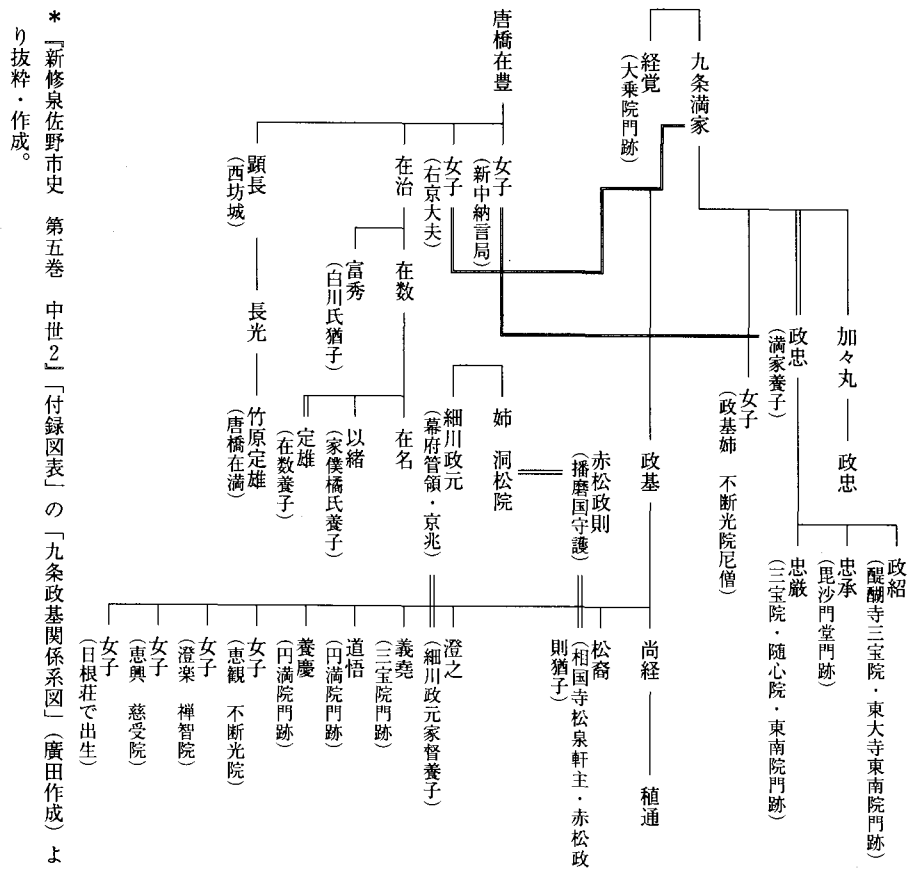


表 九条家領および関係寺院領の奉行・上使（政基・尚経期）

荘園・所領（国名）	奉行（代官・荘官）・上使
東九条御領（山城）	下司＝石井数安・在利 公文・代官＝矢野氏
不断光院領（山城）	代官＝石井顯親
東九条一音院領（山城）	代官（カ）＝石井氏
小塩荘（山城）	芝堯快（随心院門跡預所）〔…永正元（1504）年…〕
	奉行＝信濃小路長盛・白川富秀〔永正2（1505）年…〕
	直務代官＝竹原定雄〔永正4（1507）年…〕
	上使＝矢野治清〔永正2（1505）年…〕
毘沙門堂領大原田（山城）	代官（カ）＝矢野治清〔…文亀2（1502）年…〕
嵯峨往生院領（山城）	奉行＝矢野在清〔永正14（1517）年〕
日根荘（和泉）	奉行＝唐橋在治〔…文明4（1472）年…〕
	唐橋在数〔…文明14（1482）～明応5（1496）年〕
	富小路俊通・資直（富小路方奉行）〔文明11（1479）年…〕
	信濃小路長盛（領家方奉行）〔明応6（1497）～永正元（1504）年…〕
	石井在利（同上）〔明応6（1497）～文亀元（1501）年〕
	竹原定雄（同上）〔文亀2（1502）～永正元（1504）年〕
	上使＝源太国利〔…明応9（1500）年〕
	政基在荘期 上使・検使・定使たち多数あり
	（山田重久・本間祐舜・小原掃部助・塩野兵庫助など）
輪田荘（摂津）	奉行＝唐橋在数（カ）〔…文明6（1474）年〕
往生院領板川（摂津）	石井長親〔…文明13（1481）～文亀2（1502）年〕
東南院領石川荘（大和）	奉行＝本間祐舜〔文亀元（1501）年〕
田原荘（播磨）	奉行＝唐橋在治〔…文明4（1472）年…〕
	唐橋在数〔…文明8（1476）年…〕
	白川富秀〔…明応7（1498）～大永元（1521）年…〕
	上使＝矢野筑後守 注進使＝長岡三郎左衛門〔文明9（1477）年〕
	上使＝矢野数清〔…明応9（1500）～永正3（1506）年…〕
	段銭御使＝矢野在清〔永正12（1515）年…17（1520）年…〕
田原荘一音院分（播磨）	奉行＝竹原定雄（唐橋在満）〔永正12（1515）年…〕
	上使＝芝盛親〔永正12（1515）年〕
蔭山荘（播磨）	奉行＝白川富秀〔明応5（1496）～大永元（1521）年…〕
	御使＝矢野数清〔明応6（1497）年…〕
	松泉院殿御使〔大永8（1528）年〕
	白河（白川）方〔天文3（1534）年〕
蔭山荘下村本所分（播磨）	給主＝光明峯寺成身院〔文安5（1448）～明応5（1496）年…〕
	山門釈迦堂〔永正7（1510）年…〕
駅里荘（備中）	奉行＝唐橋在数〔文明9（1477）年…〕
	石井在利〔永正15（1518）年〕
二宮（尾張）	奉行＝唐橋在治〔文明2（1480）年〕
下有智御厨内橋（美濃）	奉行＝白川富秀〔明応5（1496）～文亀元（1501）年…〕
大聖寺領片山荘（土佐）	新右衛門尉某（年貢督促使）〔文亀元（1501）年〕

The Later Middle Ages Kujo Family's Servants and Kujo Family's Shoen

HIROTA Koji

The house management mechanism centered on kaboku servants is one of the things that maintained the control over the keryo. The servants of the Kujo family in the later Middle Ages comprised shodaibu-class servants and samurai status servants known as *gobanshuchu*, *keidai-satanin*, etc. In the process where the keishi had been dropping off since the early Middle Ages, there remained kaboku servants in a stronger employer-employee relationship with the Kujo family, with the setup changing its nature so that the family chief had direct overall control over even servants with samurai status. The relationship between the family and the servants became more and more like a relationship between family and family, and the composition of the Kujo family servants in the later Middle Ages appeared to be firmly established in the times of kujo Masamoto and Hisatsune.

Of the Kujo-ke ryo shoen in the later Middle Ages, the Hineno-sho is particularly well known. However, that was not the family's only interest. There were several others in the five Kinai provinces and Saigoku. The shoryo of temples related to the Kujo family also spread in the Kinai and Saigoku, and there was remaining reliance on the Kujo family for shoryo control. In particular, in the Higashi-Kujo-Goryo (inside the temple precincts) that complicates the temple shoryo, the Kujo family adopted a *honyaku* levy system, shifting the temple shoryo more towards being a kujo keryo.

The actual control of the keryo was left to shodaibu-class kaboku servants as the bugyo and samurai-status kaboku servants as joshi. During this period, the essence of shoen control was to take whatever steps could be taken to gain as much income as possible from the shoen. To achieve that, the bugyo and joshi frequently visited the keryo, preventing daikan and local powers from uprising, and used anaijha to collaborate in the work of shoen administration. The servants themselves were in a dependency relationship to cover the costs of visiting the shoen to perform their administrative duties, and also to ensure their salaries, and this setup supported the parallel control of the different keryo. The kaboku servants were required to be capable of handling finances, and performing *hikei and hiki-kae (finance)*. In cases like Hineno-sho where the kujo family chief visited the shoen and exerted jikimu direct control, there was a control mechanism including the family and a number of servants (bugyo and joshi). kujo Masamoto's Hineno-sho control was based on a number of servants, and the family-servant employer-employee relationship was extended to others such as priests within the

shoen. Masamoto's approach to controlling Hineno-sho was not a lone affair, it was also related to the control of other keryo, with the summit being Hisatsune of Kyoto Higashi Kujo. The Kujo family in the late Middle Ages reinforced the employer-employee system with their kaboku servant setup, but instead of shifting to regional ryoshu, their aim was to function as a noble family, maintaining an income from a number of shoryo on the basis of shoen administration kaboku servants.